

第5次芦屋市男女共同参画行動計画

ヴィザス・プラン

自分らしく
暮らしやすく 働きやすく

令和5(2023)年4月～令和10(2028)年3月

芦屋市

は じ め に

芦屋のすべての人が「自分らしく」あるために

このたび、「第5次芦屋市男女共同参画行動計画ヴィザス・プラン」が策定の運びとなりました。本計画の策定にあたり、御尽力をいただきました、芦屋市男女共同参画推進審議会及び芦屋市女性活躍推進会議の皆さん、貴重な御意見をいただきました多くの皆さんに、心から感謝申し上げます。

芦屋市では、誰もが、性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮し、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野に参画し、均等に責任を担い、しあわせを分かち合う「男女共同参画社会」の実現に向けて、平成10年に「芦屋市男女共同参画行動計画ヴィザス・プラン」を策定したのち、平成21年には「芦屋市男女共同参画推進条例」を制定し、早くから、男女共同参画の推進を重要な施策として位置付け、推進してまいりました。

また、DV被害者支援では、平成23年に「芦屋市配偶者暴力相談支援センター」を開設後、平成30年には「第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(DV対策基本計画)」を策定し、相談者の自立に向けた支援等に取り組んでまいりました。

さらに、女性活躍の推進では、平成30年に「第2次芦屋市女性活躍推進計画」を策定し、芦屋リジューム事業等により、女性の活躍を推進する取組を進めてまいりました。

近年においては、グローバル化や少子高齢化、人口減少、そして直近の新型コロナウィルス感染症拡大の影響により、さらに社会の変化が加速するなか、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた世界的な潮流、社会の多様性と活力を高める観点から「男女共同参画社会の実現」は極めて重要です。

今後も、市民の皆さん、団体や事業者等の皆さんと共に、芦屋のすべての人が「自分らしく」存在し、暮らし、働くことができるよう、更に、男女共同参画社会の実現に向けて邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

令和5年（2023年）3月

芦屋市長

いとうまい



芦屋市民憲章

昭和39年（1964年）5月

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもつて、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 計画の趣旨と位置付け | 3 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 3 |
| 2. 計画の位置付け | 4 |
| 第2章 計画の基本的な考え方 | 5 |
| 1. 計画の基本理念・目指す姿 | 5 |
| 2. 基本目標 | 5 |
| 3. 計画の期間 | 6 |
| 4. 施策の体系 | 6 |
| 5. 計画の進捗管理 | 8 |
| 6. 計画の推進体制 | 8 |
| 第3章 基本目標と取組内容 | 9 |
| 基本目標1. 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発 | 9 |
| [施策の方向性] (1) 家庭・地域へ向けての取組 | 9 |
| [施策の方向性] (2) 市職員への啓発や学校園等での学習 | 10 |
| 基本目標2. 安心して生活できる環境の整備 | 12 |
| [施策の方向性] (1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進 | 12 |
| [施策の方向性] (2) あらゆる暴力の根絶 | 13 |
| 【第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画】(DⅤ対策基本計画) | |
| 基本目標3. 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進 | 15 |
| 【第3次芦屋市女性活躍推進計画】 | |
| [施策の方向性] (1) 女性へのエンパワメント推進 | 15 |
| [施策の方向性] (2) ワーク・ライフ・バランス実現のための支援 | 18 |
| 数値目標 | 20 |
| 主な取組とその所管課 | 21 |
| 資料 | 22 |
| 1. 前計画の数値目標の検証 | 22 |
| 2. 市民及び職員意識調査の概要 | 24 |
| 3. 委員名簿 | 25 |
| 4. 計画の策定経過 | 30 |
| 5. 男女共同参画推進のあゆみ（年表） | 32 |
| 6. 芦屋市男女共同参画推進条例 | 35 |

| | |
|----------------|----|
| 7. 計画策定関係法令 | 38 |
| 8. 用語解説（50 音順） | 40 |

第1章 計画の趣旨と位置付け

1. 計画策定の趣旨

激動する社会の中で、より重要となった男女共同参画の推進に向けて

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。グローバル化や少子高齢化、人口減少、そして直近の新型コロナウィルス感染症の拡大の影響により、さらに社会の変化が加速するなか、ジェンダー平等の実現を目指の一つとして掲げているSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた世界的な潮流、社会の多様性と活力を高める観点から「男女共同参画社会の実現」は極めて重要です。ジェンダー平等の実現のためには、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消と、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないこと、そして様々な性別を理由とする不平等な取り扱いの解消に向けて取り組むことが重要です。

女性の活躍の推進やワーク・ライフ・バランスの実現のために

平成27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）が施行され、本市では第1次及び第2次女性活躍推進計画により継続的な取組を進めてきましたが、政策・方針決定過程での男女共同参画の進捗等、未だ多くの課題があります。また女性活躍推進のためには、女性自身だけでなく、女性が活躍できる環境整備とともに男性の意識・行動も変化させていかなければなりません。また、男女ともに、家庭生活と両立しうる持続可能な働き方を実践するだけでなく、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し仕事以外の活動の場や役割を持つことが、「人生100年時代」といわれる現在においては、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられるため、働き方や暮らし方の見直しのための取組が必要です。

あらゆる暴力の根絶に向けて

性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。また、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う外出自粛や休業等による生活不安・ストレスから、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化も懸念されているため、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、あらゆる暴力の根絶に向けて取り組む必要があります。平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が施行され、本市においては第1次及び第2次配偶者等からの暴力対策基本計画により取組を進めてきましたが、DV相談室の認知度や若年層に向けた意識啓発には課題があり、より積極的な取組が必要です。

施策体系を見直し、より市全体で取組を推進する計画へ

平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「第4次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」及び「第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、「芦屋市男女共同参画推進条例」に基づき、市民及び職員に対する取組を総合的に進めてきました。

前計画における実績として、芦屋市男女共同参画センター「ウィザスあしや」が会議室や相談スペースをはじめとする設備の充実した施設へと移転するとともに、講座・相談事業の実施、情報コーナーにおける貸出し

図書の充実等、一定の成果を上げました。

しかし、25の数値目標のうち達成できたのはわずか6にとどまり（資料「1. 前計画の数値目標の検証」参照）、引き続き課題解決に向けた継続的な取組とともに、直近の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響も踏まえた施策体系の見直しと、効率的な取組の実施が必要であると考えました。

以上のことから、前計画における取組を継承・発展させながら、現行の取組内容の評価・検証結果や、国や県、他自治体の動き・新たな課題等を踏まえ、実効性を高めるための見直しや新たな施策等を盛り込むことで、市民一人ひとりが自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指し、市民、事業者等、国や県等の関係機関と連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向けた取組や目標を示す新しい計画を策定するものです。

なお、本計画の策定にあたっては、これまで2つの計画に分かれていた「男女共同参画行動計画」及び「配偶者等からの暴力対策基本計画」を統合させ、基本目標2の（2）を「第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」に位置づけました。一体的に策定することで、より総合的かつ横断的な施策の推進を目指します。

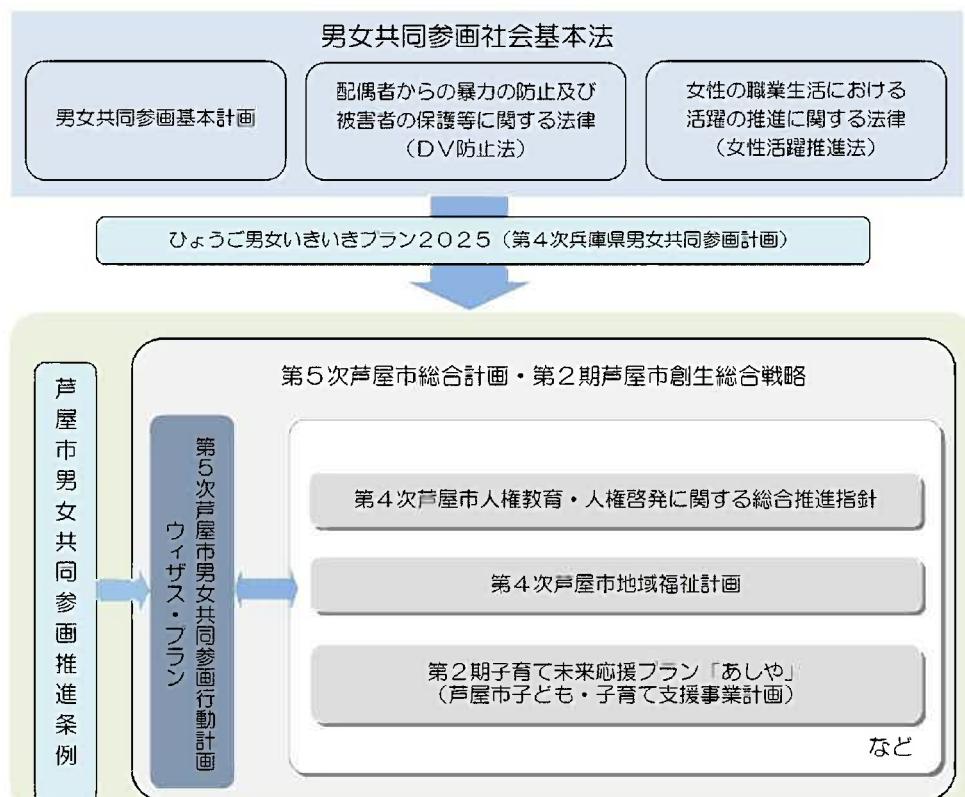
2. 計画の位置付け

本計画は、「第5次芦屋市男女共同参画行動計画ヴィザス・プラン」と称し、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくために、本市が取り組むべき施策の基本的な方向を示します。

また、本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に位置付けられると同時に、「芦屋市男女共同参画推進条例」第9条第1項に規定する「行動計画」です。また基本目標2の（2）は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に該当し、同時に基本目標3は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に該当します。

「第5次芦屋市総合計画」においては、施策分野2「健康福祉」の施策目標4「あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる」の実現を目指した分野別計画であり、重点施策です。

本計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」等を勘案するとともに、本市の関連分野別計画との整合を図ります。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念・目指す姿

平成21年に施行した「芦屋市男女共同参画推進条例」の中で掲げている6つの基本理念（第3条）を本計画の基本理念とし、「男女共同参画社会の実現」を目指します。

また、本計画から「自分らしく、暮らしやすく、働きやすく」というキャッチフレーズを掲げ、計画について、親しみを持ってもらい、その方向性をわかりやすく伝えられるようにしています。

基本理念（第3条）

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、他の男女の人権が尊重されることを旨とすること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるよう配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な理解と協調の下に行われること。
- (6) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮すること。

2. 基本目標

本計画は国の「第5次男女共同参画基本計画」において強調している視点及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン 2025」の重点的に取り組む課題、前計画における成果や課題、芦屋市男女共同参画推進審議会及び芦屋市女性活躍推進会議での提言等を踏まえて、次の3つの基本目標を設定しました。3つの基本目標を軸に取り組むことで、「基本理念」の実現を目指します（施策の体系図は「4. 施策の体系」参照）。

なお、複数の課題解決に繋がる取組を実施するために、横断的に施策を実施する場合があります。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発

基本目標2 安心して生活できる環境の整備

※「第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」（DV対策基本計画）を含む

基本目標3 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

※「第3次芦屋市女性活躍推進計画」

3. 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年4月から令和10（2028）年3月までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢等の変化や、計画期間中に法律及び基本方針の改正等により、新たに盛り込むべき事項が生じた場合については、必要に応じ見直しを行います。

4. 施策の体系

本計画の施策体系は、「基本目標」「施策の方向性」「主な取組」に分かれており、次のとおりです。

| 基本目標 | 施策の方向性 | 主な取組 |
|--|---|--|
| 1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発     | (1) 家庭・地域へ向けての取組      | ①男女共同参画センターを中心とした取組 ②防災・減災への取組 |
| 2 安心して生活できる環境の整備      | (1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進 (2) あらゆる暴力の根絶 【第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画】(DV対策基本計画) | ①年齢に応じた性教育の充実 ②ライフステージに応じた健康づくり ③悩み相談事業 ①DV被害者支援 ②DVと性暴力防止のための取組 |
| 3 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進 【第3次芦屋市女性活躍推進計画】      | (1) 女性へのエンパワメント推進 (2) ワーク・ライフ・バランス実現のための支援 | ①女性が望む活躍への支援 ②性別役割の偏り解消のための取組 ①子育て・介護等の支援 ②男性の家庭生活での活躍推進 ③働き方改革の推進 |

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センター ホームページより「SDGs（持続可能な開発目標）」

国の「第5次男女共同参画基本計画」において強調している視点、兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン 2025」の重点的に取り組む課題、前計画における成果や課題、附属機関である芦屋市男女共同参画推進審議会での提言等を踏まえて、「主な取組」の中から次の3つの重点取組（「主な取組」の灰色部分）を設定しました。

- 重点取組1：基本目標1-施策の方向性（2）- 主な取組①市職員の意識醸成
- 重点取組2：基本目標2-施策の方向性（2）- 主な取組②DVと性暴力防止のための取組
- 重点取組3：基本目標3-施策の方向性（2）- 主な取組②男性の家庭生活での活躍推進

上記3つの重点取組を掲げ、その遂行をより意識することで、他の課題へ良い効果を生み出し、本計画全体として、よりよい成果につなげていきます。

5. 計画の進捗管理

本計画に基づく事業の実施状況等においては、進行管理調書の作成により進行管理を行い、「芦屋市男女共同参画推進審議会」及び「芦屋市女性活躍推進会議」において報告し、第三者的な立場から評価、意見、提言を受け、PDCAサイクルに基づいた計画の着実な推進を図っていくとともに、その評価結果や意見・提言の内容等をホームページ等で公表します。

また、公表の際は、市民にとってわかりやすい資料となるよう努めます。

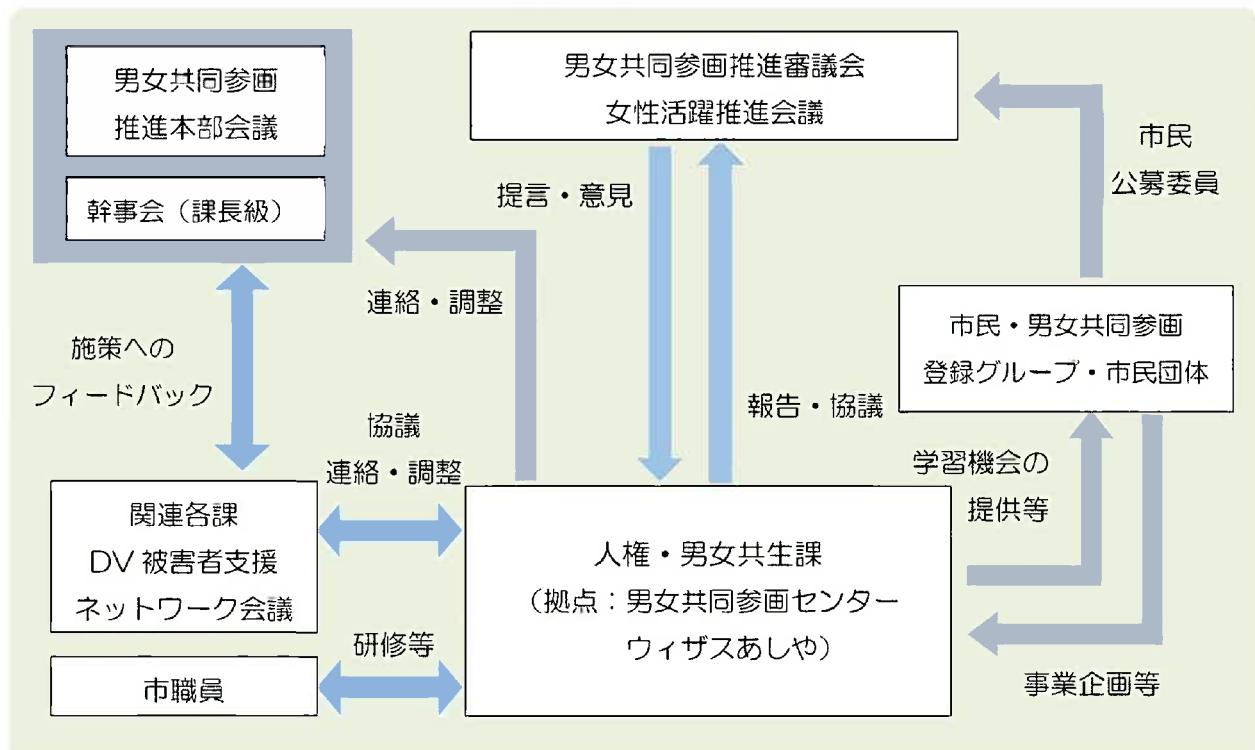


6. 計画の推進体制

配偶者等による暴力防止にかかる施策及び女性の活躍推進についての施策も含めた、男女共同参画推進施策を円滑かつ総合的に企画・調整し、実効性のあるものとして実施するために、男女共同参画推進審議会、女性活躍推進会議等、第三者的な立場からの意見を聞きながら、市長を本部長とする男女共同参画推進本部や幹事会等、全庁的な推進体制の下で、施策の推進を図ります。

また、効果的な取組を行うためには、行政主体の取組だけでなく、事業の内容に応じて市民や市民団体との協力や、関係機関との連携が必要であり、市民と行政が協働して男女共同参画施策を推進できるよう連携強化を目指します。

計画の推進体制



第3章 基本目標と取組内容

基本目標1. 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発

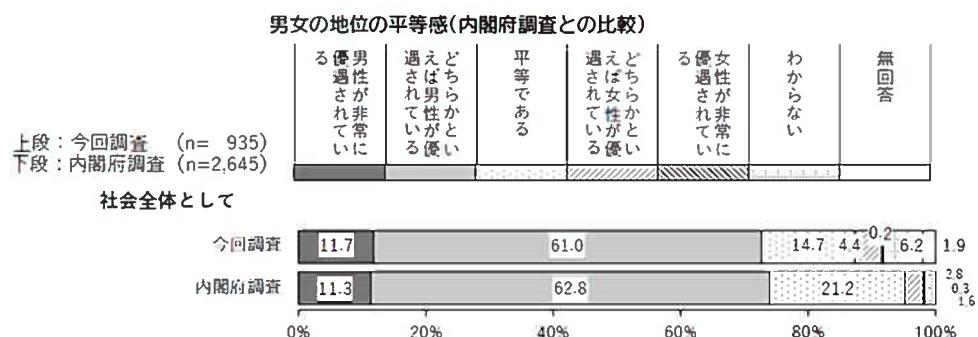
[施策の方向性] (1) 家庭・地域へ向けての取組

誰もが性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮しながらあらゆる分野に参画し、均等に責任を担い、しあわせを分かち合うためには、地域・家庭において男女共同参画についての理解を深めることが重要です。

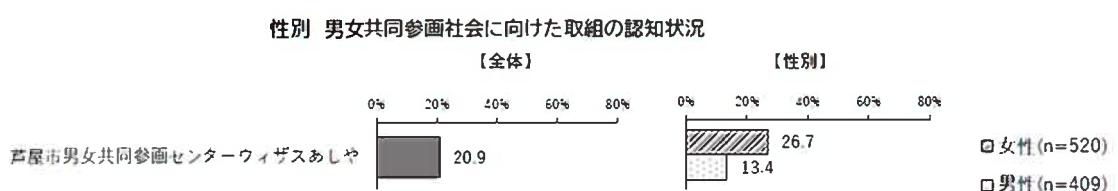
近年の社会情勢として、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、人生100年時代の到来、デジタル社会への対応、頻発する大規模災害、新型コロナウイルス感染症の拡大による女性への影響等により、社会全体として一層、男女共同参画の取組が必要とされています。

芦屋市の状況をみてみると、令和3年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下、「市民意識調査」という。)では、男女の地位の平等感について、社会全体として「男性が非常に優遇されている(11.7%)」または「どちらかといえば男性が優遇されている(61.0%)」を選択した割合が、合わせて72.7%と大半を占めており、社会で男性が優遇されているという認識が高いことがわかります。

また、平成31年1月より現在の場所に移転し、より設備の充実した「芦屋市男女共同参画センター ウィザスあしや」を「見たり聞いたりしたことがある」割合が20.9%と、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、まだまだ低水準となっています。



資料：芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査 2021(令和3)年



資料：芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査 2021(令和3)年

[主な取組]

① 男女共同参画センターを中心とした取組

様々な広報活動を組み合わせ、図書の貸出しや交流スペース、貸室等の利用を促進していくことで、まずは男女共同参画センター自体の認知度を高めていきます。さらに、引き続き「芦屋市男女共同参画センター通信 ウィザス」の発行をはじめとした周知・啓発を行いつつ、デジタル社会への対応等新たな手法も取り入れ、子育て世代を含めた若年層にアプローチできるよう取り組みます。

また、男女共同参画センターで実施する事業について、若年層を含む幅広い年齢層に向けた事業を充実させ、国、県や包括連携協定等を含めた民間事業者等との連携・協働をすすめます。

なお、男女共同参画に関連する活動を行う登録グループが行う学習、研究、講座の実施等の支援を行います。登録グループで組織する芦屋市男女共同参画団体協議会においては、グループ間の情報交換・交流の支援を行うとともに、毎年協働して開催する「ウィザスあしやフェスタ」を今後も継続していきます。

② 防災・減災への取組

災害は、発生した災害そのものだけでなく、人々の男女共同参画への理解度により、総合的な被害の大きさが変わってきます。例えば、避難所の運営において、授乳室や更衣室の設置、生理用品や下着の配布等、女性の視点を取り入れることで、女性の精神的負担を軽減し、性被害の防止にもつながります。災害から受ける影響は性別、年齢や障がいの有無等、様々な状況によって異なるため、平時から男女共同参画への理解を深めることにより、災害時の困難を最小限にすることが重要です。防災会議の女性委員の割合を上げることをはじめ、引き続き、地域住民、医療関係者等と連携を図りながら、防災分野における女性の参画を進め、災害に備える取組を進めます。

防災訓練等市民向けイベントや、地区防災計画作成支援の場においても、防災・減災のための男女共同参画の視点を継続的に周知・啓発していきます。

[施策の方向性]（2）市職員への啓発や学校園等での学習

様々な政策を形成し遂行する立場である職員の意識は非常に重要であり、その意識の高さが、各種施策において男女共同参画がどれくらい浸透するかに大きく影響します。全ての職員が男女共同参画の意義を理解し、率先して推進するよう、職員に向けた啓発を積極的に行います。

また、男女共同参画社会を築くために、教育・学習が果たす役割は非常に大きなものです。教育・保育関係者が、固定的な性別による考え方にはらわれず、子どもたち一人ひとりを尊重できなければなりません。子どもたちが自分らしく、自由に将来の夢や希望を持ち、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられる指導ができるよう、教育委員会等と連携を密にし、男女共同参画に関する情報を積極的に共有します。そして、学校教育等において、性別にかかわらず多様な生き方を選択できることと、その大切さについて、継続して学習機会を提供していきます。

[主な取組]

① 市職員の意識醸成 重点取組

様々な男女共同参画の視点を持った取組の担い手である各所管課の職員の意識を向上させるため、職務における基本的事項を習得する機会である新任職員研修や、その他の職員向け研修や啓発において、その重要性の浸透を図っていきます。

また、その後の節目である、係長や課長等、役割が変わり昇任するタイミングにおいても、機会をとらえて、積極的な男女共同参画についての啓発を行っていくことで、全ての職員が性別に関係なく自身の能力を発揮するとともに、積極的に市民へ向けて男女共同参画に関する支援や啓発ができるような環境整備に努めます。

② 多様な選択を可能とする学校園等での学習機会の提供

子どもたちが自己を形成していく過程である学校教育等の場において、男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さの理解を深められるよう、男女共同参画の重要性についての学習機会を確保します。さらに、男女共同参画週間や、「女性に対する暴力をなくす運動」等の機会をとらえた教育委員会等との情報共有、子どもたちへの情報発信を行っていきます。

基本目標2. 安心して生活できる環境の整備

[施策の方向性] (1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進

全ての人が生涯にわたって、心身ともに健康で充実した生活を送るため、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、性的マイノリティの方々への理解を深め、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。

近年は、晩婚化等による初産年齢の上昇、不妊治療を希望する男女の増加、そのための経済的負担の軽減や仕事との両立支援が求められており、新型コロナウイルス感染症の拡大の中における妊娠・出産といった女性の心身についての不安も課題となっています。

市民意識調査では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」割合は、男女ともに5%未満と極めて低く、まだまだ認知されていない状況です。

心身及びその健康については、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手していくことが重要であるため、市民それぞれが、自身の健康管理とライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、情報提供や支援が必要です。

〔主な取組〕

① 年齢に応じた性教育の充実

デジタル社会への対応が求められる現代においては、SNS等における性被害が問題になるなど、これまで以上に時代に沿った対応が求められています。

したがって、これまでの性教育に加え、自分自身が加害者にも被害者にもならないように、学校教育等において時代の変化に対応した性教育に取り組みます。

また、急速に変化する社会においては、性の多様性への配慮等、性教育が求められる分野の変化も早いため、学校教育だけでなく、大人への周知・啓発の重要性も増してきます。各年齢層に合った情報発信の手段を検討し、実行していきます。

② ライフステージに応じた健康づくり

性別・年代によって、心身の状態は大きく異なるため、自身の身体はもとより、男女がお互いの身体に対して正しい情報と理解を持ち、思いやりのあるライフプラン設計ができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の概念を周知し、的確な保健・医療に関する情報発信に努めます。

さらには、人生100年時代といわれるなか、健康寿命を延ばし、人生において更なる活躍が可能となるよう更年期前後からの健康支援の重要性も高まっているため、より幅広い年代に対して必要な情報が届くよう取組を進めるとともに、各種の健康診査、健康相談の実施等、生涯にわたる健康支援対策を行います。

③ 悩み相談事業

根強く残る固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアスに基づく女性に特有の悩みへ、継続してきめ細やかな対応が求められています。また、近年の新型コロナウイルス感染症の流行により、女性の家事・育児負担の増加をはじめ、高齢者、シングルマザー、

非正規雇用者等の弱い立場の人々が窮地に追い込まれないよう、困難を抱える女性を含めた個人への支援の必要性が高まっているため、相談事業を継続的に実施し、秘密厳守で安心・安全に相談が可能であることを多様な方法で周知し、他の機関や支援につなげるなど、ご本人に寄り添う取組を続けていきます。

[施策の方向性] (2) あらゆる暴力の根絶

【第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画】(DV対策基本計画)

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）やデータDV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等は、犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害です。被害者の多くは女性であり、暴力防止と被害回復のための取組を推進し、あらゆる暴力の根絶を図ることは、誰もが充実した生活を送ることができる男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重大な課題です。

本市では、平成23年11月に設置した芦屋市配偶者暴力相談支援センター（芦屋市DV相談室）に婦人相談員¹を配置し、DV被害者からの相談を受け、その気持ちに寄り添いながら、必要に応じた情報提供や関係機関との連携により、被害者の支援に取り組んできました。

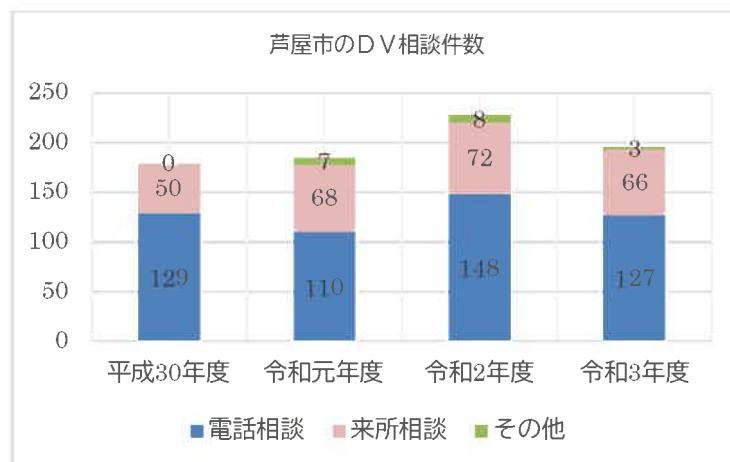
しかしながら、市民意識調査では、「芦屋市DV相談室」を「見たり聞いたりしたことがある」割合が全体の7.3%、配偶者やパートナーから暴力を受けたことがある人の認知度も8.8%となっており、まだまだ認知されていない状況です。

また、庁内関係課や警察署、健康福祉事務所、医師会で構成されるDV被害者支援ネットワーク会議を設置していますが、より充実した支援のため、情報共有や連携を強化する必要があります。

被害者の中には、貧困等生活上の困難を抱えた女性もいます。困難を抱える全ての被害者が誰一人取り残されないよう、それぞれに応じた支援が必要です。

暴力を受けた人が安心して相談できる相談機関の周知徹底を行い、その後の生活を安心して安全に送れるよう、切れ目なく包括的な支援が求められています。

あらゆる暴力の根絶のためには、社会における男女間の格差是正及び意識改革は欠かせず、暴力を容認しない社会環境の整備が重要です。



資料：芦屋市 事務報告書

¹ 令和6年4月からは「困難を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」により「女性相談支援員」となる。

[主な取組]

① DV被害者支援

被害を受けた方が、誰にも相談しないで、ひとりで悩みを抱え込み、自分さえ我慢すればよいと考えることにより、被害が潜在化しやすく、深刻化することがあるため、安心して相談でき、情報提供や支援につながるDV相談室を、様々な機会をとらえて周知します。

全ての市職員に対してはもちろん、学校や保育、医療、消防、警察等、被害を発見しやすい関係者に向けた周知・啓発により、被害者の早期発見に努めます。

被害者からの相談には、その気持ちに寄り添いながら、必要に応じて、安心して安全に暮らすための情報提供を行います。そして、芦屋警察等の関係機関と連携し、緊急時における安全確保や自立に向けた切れ目のない支援を行うとともに、相談・支援を通じて得た被害者に係る情報管理を徹底します。

様々な困難を抱えた被害女性に対しては、専門の相談窓口等の情報提供のほか、生活の安定や就労、心身の回復に向けての支援等、状況に応じた多面的な支援を進めます。

また、被害者支援の連携を強化するため、DV被害者支援ネットワーク会議・専門部会を開催するほか、相談を充実させるため、婦人相談員等の支援者は県主催の研修に参加するなどにより資質の向上に努めます。そして、支援者や周囲の無理解、心ない言動による被害者への二次的な被害を防ぐための啓発に取り組みます。

② DVと性暴力防止のための取組 重点取組

被害者の多くは女性であり、あらゆる暴力の根絶を図ることが男女共同参画社会の実現においては不可欠であるため、国が定めた毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、社会における男女間の格差是正や意識改革に向けた、男女共同参画に関する意識の浸透を図れるよう取組を行います。

被害を受けた方のほか、その家族や友人、被害を発見した方、また市職員に対して、暴力の種類やDV・加害者の特性、二次被害の防止についての啓発を行うとともに、DVの相談先を周知します。また、被害者の多くは女性ですが、男性の被害者もいることから、被害を受けた方はどなたでも相談できるということが分かるような周知に努めます。

また、中学校を中心に、DVやデートDV防止について、加害者にも被害者にも傍観者にもならない意識づくりのための授業の実施等による啓発を行います。

生命の尊さを学び、生命を大切にする教育や、若年層をターゲットにした性犯罪・性暴力防止についても、子どもの発達段階に応じた啓発・情報提供に取り組みます。

基本目標3. 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

【第3次芦屋市女性活躍推進計画】

[施策の方向性] (1) 女性へのエンパワメント推進

人生100年時代を迎え、日本の女性の半数以上は90歳まで生きるといわれています。離婚件数は結婚件数の3分の1であり、女性が長い人生を経済的困窮に陥ることなく生活できる力をつけることは、喫緊の課題となっています。²

女性の人生と家族の姿の多様化による未婚・単身世帯の増加と、労働力人口の減少・少子高齢化により、人口の51.3%³を占める女性の活躍がますます求められています。

また、政策・方針決定過程に男女がともに参画することは、持続可能な社会、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。

本市では、女性活躍推進法に基づく「第2次芦屋市女性活躍推進計画」により、芦屋リジューム事業や女性のためのステップ相談（女性活躍相談）、起業・就労のための講座等、様々な女性活躍推進の取組を進めてきました。

市民意識調査では、女性が職業をもつことについて、「結婚や出産、子育てにかかわらず、職業を持ち続けるのがよい」（49.1%）が、前回（平成28年）調査（35.4%）と比べて13.7ポイント高くなっていますが、令和元年実施の内閣府調査（61.0%）と比べると11.9ポイント低くなっています。

また、市附属機関等に占める女性委員の割合35.4%⁴となっており、前述の第2次計画の数値目標である40%以上を達成できていません。

さらに、市職員の女性管理職の割合35.2%⁴は、兵庫県市町平均18.8%に比べると、高い割合となっていますが、市職員の男女の割合48.7%から見ると、低いと言わざるを得ません。令和3年実施の「男女共同参画に関する職員意識調査」では、役職への昇任意向について、役職の職位が高くなるほど「希望しない⁵」と答える割合が高くなっています。課長級につくことについて（課長補佐級以下の職員のみが回答）は、性別では男性の「希望する⁶」が29.8%で、女性12.6%より17.2ポイント高くなっています。昇任を望まない理由は、「責任が重くなるから」（49.9%）が最も多く、次いで「休日や時間外は仕事以外のことに時間を使いたい」（41.1%）、「他のライフワークを優先したい」（38.8%）の順となっています。

市職員を含めた社会全体への啓発と、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援とともに女性活躍推進の更なる取組の強化が必要です。

就労や起業だけでなく、その前段階で悩みを抱え、今よりも一步踏み出したいと考えたり、活躍を願う女性がその能力を発揮できるよう、女性が望む支援を行います。

² 女性活躍・男女共同参画の重点方針2022より

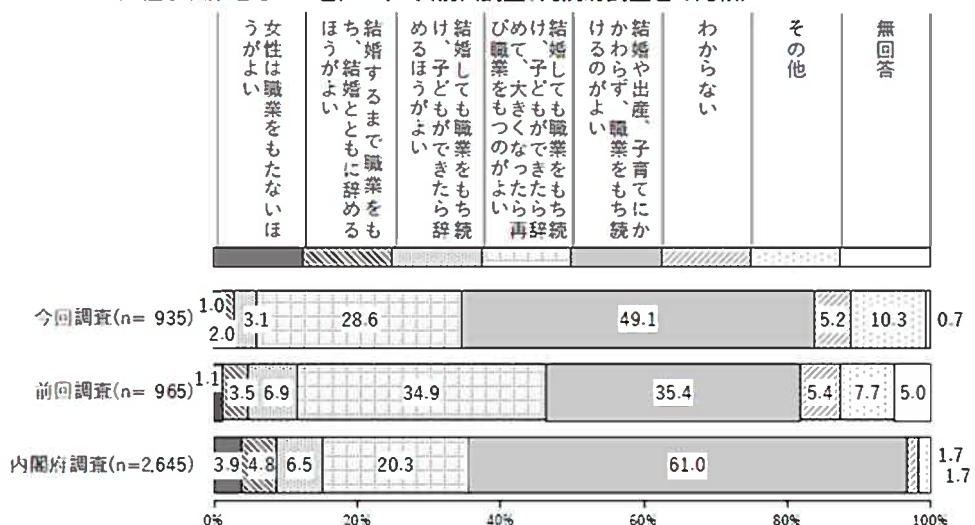
³ 総務省「人口推計」（2019（令和元）年10月1日現在）

⁴ 兵庫県男女共同参画施策の推進状況調査：令和3年4月1日現在

⁵ 「望まない」と「どちらかというと望まない」を合わせたもの

⁶ 「望む」と「どちらかというと望む」を合わせたもの

女性が職業をもつことについて(前回調査、内閣府調査との比較)



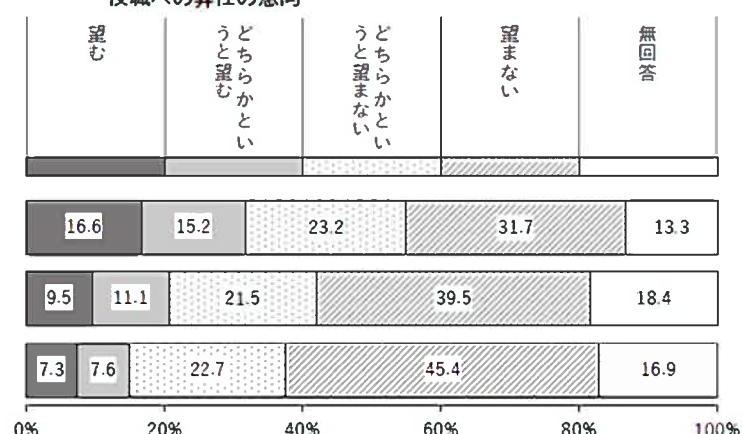
資料：芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査 2021(令和3)年

附属機関等における女性委員の割合

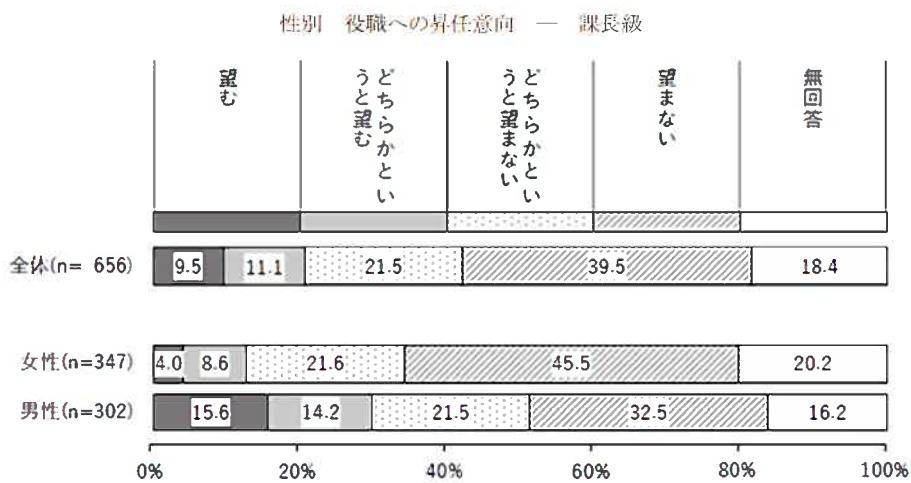


資料：兵庫県男女共同参画施策の推進状況調査

役職への昇任の意向



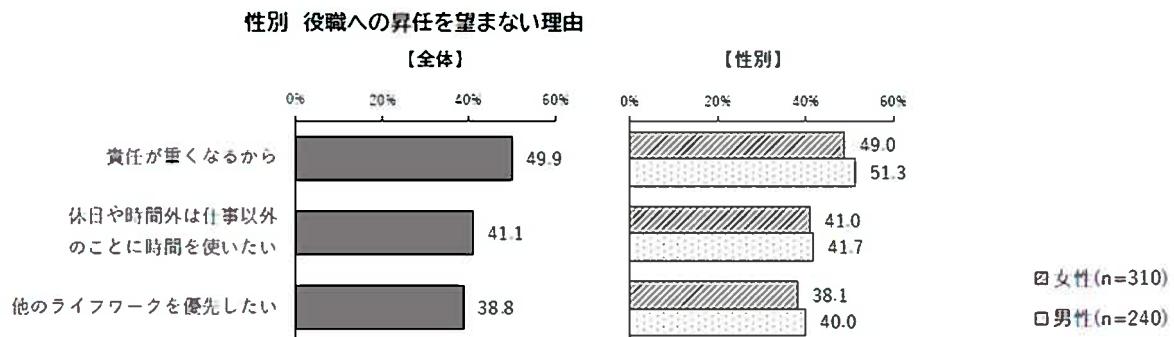
資料：芦屋市 男女共同参画に関する職員意識調査 2021(令和3)年



資料：芦屋市 男女共同参画に関する職員意識調査 2021(令和3)年

※性別について「答えたくない」「女性・男性に当てはまらない」、及び無回答があるため、全体の数と男女の合計は一致しません。

(以下の図についても同様)



資料：芦屋市 男女共同参画に関する職員意識調査 2021(令和3)年

[主な取組]

① 女性が望む活躍への支援

起業や就労だけでなく、その前段階で一步を踏み出したいと悩みを抱えている女性が、生き方や働き方を考えることにより就労や起業等へつながり、自身が望む活躍が叶うよう、平成29年度から始めた芦屋リジューム事業によって、女性を応援するためのプログラムを実施します。

また、起業や就労につながるスキルアップ講座や再就労支援に関する講座等を開催すると同時に、就業・起業・地域活動等で悩みを抱える女性に適切な情報提供や助言等を行うため、常設の「女性のためのステップ相談（女性活躍相談）」事業を引き続き実施し、必要に応じて関係機関と連携して支援します。

さらに、女性活躍推進に関する事業について幅広い意見を取り入れるため、「女性活躍推進会議」を開催し、事業内容によっては、推進会議の委員やその所属団体・事業者等と連携しながら講座等を企画・実施します。

② 性別役割の偏り解消のための取組

附属機関や地域・市民団体等、あらゆる分野の方針や意思決定の場面で、性別役割の偏り解消のための啓発や情報提供を行います。また、多様な視点・価値観を市の政策や方針に取り入れるために、市の課長級以上の管理職に占める女性職員の割合増加に向け、女性職員の

キャリア形成支援や意識・資質向上研修等を実施し、参加を促進します。

事業所に向けては、男性の育児休業取得や女性活躍推進の必要性、一般事業主行動計画、「えるぼし認定」⁷や「プラチナえるぼし認定」等について、周知します。

[施策の方向性] (2) ワーク・ライフ・バランス実現のための支援

性別に関わりなく働きたい人が、仕事と子育て・介護・地域活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職場での能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その個性と能力を十分に発揮できることが重要です。

結婚や妊娠、出産等のライフイベントによって、女性が就労や地域活動等を諦めることなく活躍し続けるには、テレワークや時差勤務等の多様な働き方を促進することや、「夫が外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方（固定的性別役割分担意識）にとらわれないことが必要です。

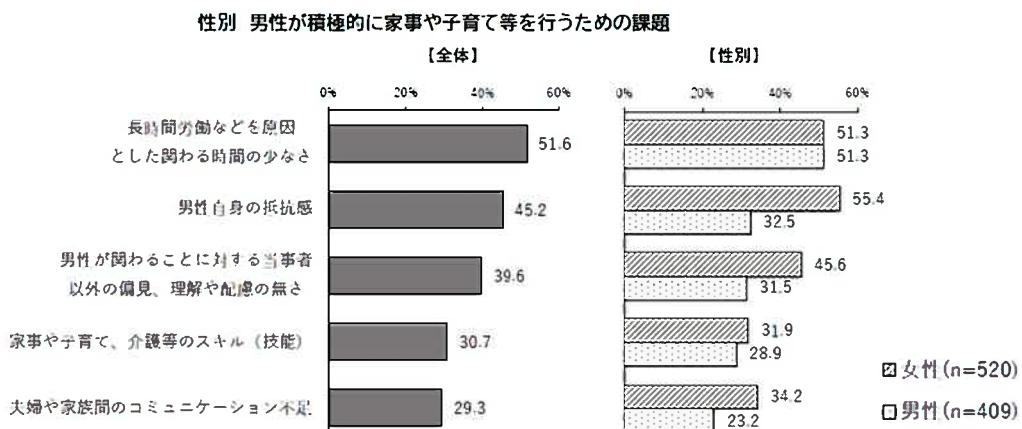
ワーク・ライフ・バランスの促進は、女性の活躍を推進するだけでなく、男性の家事・育児・地域活動等への参画を可能にします。仕事に追われがちな男性にとって、職場以外に活躍の場を作ることは、人生の選択肢を広げることにもつながります。

また、誰もが暮らしやすく働きやすい社会をつくるためには、子育てや介護等を地域や社会全体で支える意識や仕組み・環境づくりが必要です。

令和3年実施の市民意識調査では、男性が積極的に家事・子育て等を行うための課題は、「長時間労働などを原因とした関わる時間の少なさ」(51.6%)が最も高く、次いで「男性自身の抵抗感」(45.2%)、「男性が関わることに対する当事者以外の偏見、理解や配慮の無さ」(39.6%)の順となっていて、「家事や子育て、介護等のスキル（技能）」(30.7%)が続いている。

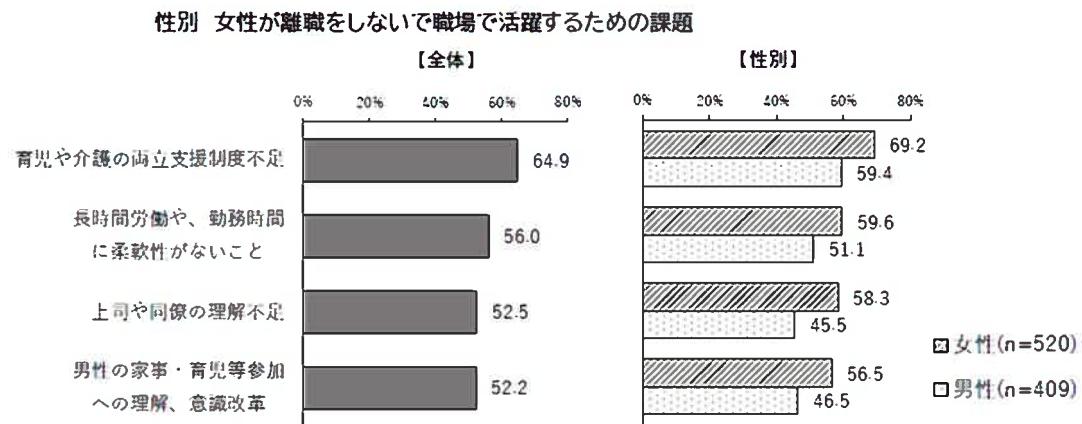
また、女性が出産や介護等による離職をしないで職場で活躍するための課題では、「育児や介護の両立支援制度不足」(64.9%)が最も高く、次いで「長時間労働や、勤務時間に柔軟性がないこと」(56.0%)、「上司や同僚の理解不足」(52.5%)と「男性の家事・育児等参加への理解、意識改革」(52.2%)の順となっています。

性別に関わらず、働き続けることを希望する人が、子育てや介護等をしながらでも就労継続を諦めない環境づくりや意識啓発、情報提供を行います。



資料：芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査 2021(令和3)年

⁷ 「女性活躍推進法」に基づき、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度で、えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができる。



資料：芦屋市「男女共同参画に関する市民意識調査」2021(令和3)年

〔主な取組〕

① 子育て・介護等の支援

子育てアプリの活用や乳幼児健診等の機会をとらえ、子育て支援やワーク・ライフ・バランス実現に向けた情報提供、啓発を行います。また、待機児童の解消に向けた取組や病児病後児保育の実施等、多様な保育サービスの充実を図ります。

さらに、家族で参加しやすい土日開催の男女共同参画や子育て支援事業のほか、子育て相談、育児相談を引き続き実施します。

誰もが直面しうる課題である介護は、医療・予防・生活支援サービス等が連携した包括的な支援や地域密着型サービスにより、地域全体で支える仕組みを推進し、在宅・施設福祉サービスを実施します。

また、ワーク・ライフ・バランス実現に向け、夫婦やパートナーと一緒に参加できる講座を開催するなど、情報提供を行います。

② 男性の家庭生活での活躍推進 重点取組

男性の家事・育児等、家庭生活への積極的な参画を促し、男性自身の人生の選択肢を増やすためにも、男性向けの料理教室や育児講座を開催し、男性の家庭生活での活躍を推進します。また、「産後パパ育休」の創設等を内容とする改正育児・介護休業法の施行等の周知に努めるとともに、いわゆる「取るだけ育休」とならないよう、啓発します。

③ 働き方改革の推進

職場での更なる男女共同参画の推進に向け、事業所等に対して模範となるよう、率先して市が職員の意識改革に取り組むとともに、第2次芦屋市特定事業主行動計画(後期行動計画)に基づき、働き方改革を推進します。特に、男性職員の育児に関する休暇取得の更なる推進を目指すとともに、取得しやすい職場環境づくりや、意識の醸成を図ります。その上で、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、男女共同参画の推進の妨げとなるようなハラスメントが起きないよう、職員研修を行うと同時に、内部相談窓口のほか、弁護士による外部相談窓口の周知を図ります。

様々な年代の市民や事業者等に対しては、多様な媒体を活用し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発や情報提供を行ったり、商工会等の関係機関と連携しながら、多様な働き方を提案・促進します。

数値目標

次の数値目標を設定し、達成に向けて取組を実施します。なお、灰色の欄は本計画期間においての重点取組項目とします。

| 基本 目標 No. | 施策の方向性 | 主な取組 | 項目 | 現 状 | 目 標 |
|-----------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------------|--|-------------------------|
| | | | | (令和3年度) | (令和9年度) |
| 1 | (1) 家庭・地域へ向けての取組 | ①男女共同参画センターを中心とした取組 | 講座参加人数 | 426人 | 500人 |
| | | ②防災・減災への取組 | 啓発実施回数 | — | 年3回以上 |
| | (2) 市職員への啓発や学校園等での学習 | ①市職員の意識醸成 | 研修参加人数 | 88人 | 130人 |
| | | ②多様な選択を可能とする学校園等での学習機会の提供 | 啓発実施回数 | 年1回 | 年3回以上 |
| 2 | (1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進 | ①年齢に応じた性教育の充実 | 啓発実施回数 | — | 年3回以上 |
| | | ②ライフステージに応じた健康づくり | 啓発実施回数 | 年2回 | 年3回以上 |
| | | ③悩み相談事業 | 女性相談認知度 | 9.1% (市民意識調査) | 30%以上 (市民意識調査) |
| | (2) あらゆる暴力の根絶 | ①DV被害者支援 | DV相談室の認知度 | 7.3% (市民意識調査) | 30%以上 (市民意識調査) |
| | | ②DVと性暴力防止のための取組 | 予防啓発・講座・研修実施回数 | 市職員 2回 市民・若年層 1回 | 年3回以上 年2回以上 |
| 3 | (1) 女性へのエンパワメント推進 | ①女性が望む活躍への支援 | 女性のためのステップ相談件数 | 25人 | 50人 |
| | | ②性別役割の偏り解消のための取組 | 市附属機関等における女性委員の割合 | 35.4% | 40%以上 60%以下 |
| | | | 市課長級以上の管理職に占める女性職員の割合 | 課長級以上 33.3% 部長級以上 9.1% | 40%以上 15%以上 |
| | (2) ワーク・ライフ・バランス実現のための支援 | ①子育て・介護等の支援 | 待機児童数 | 160人 | 0人 |
| | | ②男性の家庭生活での活躍推進 | 男性向けの啓発実施回数 | — | 年12回以上 |
| | | ③働き方改革の推進 | 市男性職員の育儿に関する休暇取得率 | 出産補助休暇 71.4% 育儿参加休暇 38.1% 育儿休業 18.2% | 80%以上 50%以上 30%以上 |

主な取組とその所管課

主な取組を実施する所管課は下記のとおりです。計画期間中は、事業の実施状況を毎年進行管理調書の作成により進行管理し、全庁的に施策の推進を図ります。

| 基本目標No. | 施策の方向性 | 主な取組 | 主な所管課 |
|---------|--------------------------|---------------------------|--|
| 1 | (1) 家庭・地域へ向けての取組 | ①男女共同参画センターを中心とした取組 | 人権・男女共生課 |
| | | ②防災・減災への取組 | 防災安全課／人権・男女共生課 |
| | (2) 市職員への啓発や学校園等での学習 | ①市職員の意識醸成 | 人事課／教職員課／打出教育文化センター／人権・男女共生課 |
| | | ②多様な選択を可能とする学校園等での学習機会の提供 | 学校教育課／人権・男女共生課 |
| 2 | (1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進 | ①年齢に応じた性教育の充実 | 学校教育課／人権・男女共生課 |
| | | ②ライフステージに応じた健康づくり | 健康課／人権・男女共生課 |
| | | ③悩み相談事業 | 市民参画・協働推進室／地域福祉課／子ども家庭総合支援課／人権・男女共生課 |
| | (2) あらゆる暴力の根絶 | ①DV被害者支援 | 市民参画・協働推進室／市民課／保険課／地域福祉課／生活援護課／障がい福祉課／高齢介護課／子育て政策課／子ども家庭総合支援課／健康課／建設総務課／管理課／学校教育課／市立芦屋病院地域連携室／人権・男女共生課 |
| 3 | (1) 女性へのエンパワメント推進 | ①女性が望む活躍への支援 | 地域経済振興課／人権・男女共生課 |
| | | ②性別役割の偏り解消のための取組 | 人事課／教職員課／人権・男女共生課 |
| | (2) ワーク・ライフ・バランス実現のための支援 | ①子育て・介護等の支援 | 高齢介護課／子育て政策課／ほいく課／子ども家庭総合支援課／健康課／青少年育成課／人権・男女共生課 |
| | | ②男性の家庭生活での活躍推進 | 人権・男女共生課 |
| | | ③働き方改革の推進 | マネジメント推進課／コンプライアンス推進室／人事課／地域経済振興課／人権・男女共生課 |

資料

1. 前計画の数値目標の検証

●第4次芦屋市男女共同参画行動計画

| 基本目標 | 内容 | 項目 | 計画策定期 (平成28年度) | 現状 (令和3年度) | 目標 (令和4年度) | 所管 |
|---------------------------------------|--|--|--|---|---|--------------------|
| 1 意識づくり 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり | 男女共同参画センター等で一時保育付き事業・講座を実施し、啓発 | 講座実施回数 | 年13回 | 年18回 (新型コロナによる中止1回を含む) | 年18回 | 人権・男女共生課 |
| | 芦屋市独自の記事を掲載したセンター通信「Wiザス」を季刊誌として発行・配架 | センター通信「Wiザス」の認知度 | 21.0% (市民意識調査) | 11.2% (市民意識調査) | 40%以上 | 人権・男女共生課 |
| | 講座や事業実施時に周知するとともに、概要版を市内施設に配架 | 芦屋市男女共同参画推進条例の認知度 | 36.7% (市民意識調査) | 10.1% (市民意識調査) | 50%以上 | 人権・男女共生課 |
| | 小・中学校の家庭科や社会科等における男女共同参画の学習 | 授業での講演会の実施回数 | 1回 | 講演会0回 すべての小・中学校全学年で授業を実施 | 3回 | 人権・男女共生課 学校教育課 |
| | 人事課特別研修（専門研修）「男女共同参画研修」 | 職員研修の参加者数 | 30人 | 職員研修 47人 新任職員研修 41人 | 40人 | 人権・男女共生課 |
| 2 仕組みづくり 男女共同参画社会実現のための仕組みづくり | 家族で参加しやすい1日開催事業を実施 | 事業・講座への参加者数 | 1,227人 | 1,352人 | 1,500人 | 子育て推進課 人権・男女共生課 |
| | 兵庫県等と連携し、男女共同参画を推進するリーダーを育成・配備・活用 | 事業実施回数 | 年1回 | 0回 | 年1回以上 | 人権・男女共生課 |
| 3 環境整備 ひとりひとりが尊重される環境の整備 | 健常講座において性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する啓発を実施 | 「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の言葉の認知度 | 3.1% (市民意識調査) | 4.0% (市民意識調査) | 10% | 人権・男女共生課 |
| | ・心の悩み相談 ・家事相談 ・法律相談 | 相談件数 | 233件 | 166件 | 260件 | 人権・男女共生課 |
| 4 体制と拠点の充実 市民や男女共同参画を推進する団体との協働と支援 | 男女共同参画図書コーナーの貸出し資料の充実 | 図書貸出し冊数 | 90冊 | 1,180冊 | 180冊 | 人権・男女共生課 |
| | 男女共同参画センターの団体交流スペース等の設備や予約の利便性を高め、団体の交流を促進 | 団体交流スペースの利用件数 | 115件 | 125件 | 150件 | 人権・男女共生課 |
| 5 全ての女性の活躍を推進 (第2次芦屋市女性活躍推進計画) | 自己分析やコミュニケーション講座等の実施 | 参加人数（延べ） | 17人 | 8人 | 35人以上 | 人権・男女共生課 |
| | 就労・起業のためのパソコン講座等の実施 | 参加人数（延べ） | 69人 | パソコン講座 11人 | 100人以上 | 人権・男女共生課 |
| | 女性委員比率40%を目標に積極的な男女共同参画推進 | 女性委員比率 | 36.9% (H29.4.1現在) | 35.4% (R3.4.1現在) | 40%以上 | 附置機関等所管課 |
| | 職務遂行能力、適性等を総合的に判断した職員の適正な配置 | 市の管理職等に占める女性職員の割合 | ※1 管理的地位 (課長級以上) 29.3% (部長級以上) 9.4% | ※1 管理的地位 (課長級以上) 33.3% (部長級以上) 9.1% ※2 部課長級 38.1% (R3.4.1現在) | ※1 管理的地位 (課長級以上) 35%以上 (部長級以上) 12%以上 | 人事課 |
| 6 仕事と生活の両立 (第2次芦屋市女性活躍推進計画) | 多様な媒体を活用した様々な年代に向けた啓発と情報提供 | 「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知度 | 27.8% (市民意識調査) | 29.6% (市民意識調査) | 70%以上 | 人権・男女共生課 |
| | 市男性職員への育児休業や出産補助休暇、介護休暇の取得促進 | 男性の育児に関する休暇取得率 | 出産補助休暇 90.6% 育児参加休暇 53.1% 育児休業 6.1% | 出産補助休暇 71.4% 育児参加休暇 38.1% 育児休業 18.2% | 出産補助休暇 95%以上 育児参加休暇 60%以上 育児休業 10%以上 | 人事課 |

※1 市長部局・上下水道部・教育委員会・各種行政委員会・芦屋病院（学校・園除く。）

※2 市長部局・上下水道部・教育委員会・各種行政委員会（保育所・学校・園除く。）

●第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画

| 基本目標 | 内 容 | 項 目 | 計画策定時 (平成28年度) | 現 状 (令和3年度) | 目 標 (令和4年度) | 所 营 |
|------------|---|--------------------------|-------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------|
| 1 啓発・教育の充実 | 芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載 | 芦屋市DV相談室の認知度 | 30.0% (市民意識調査) | 7.3% (市民意識調査) | 50%以上 (令和3年度 市民意識調査) | DV相談室 |
| | 芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載 | DV防止法の認知度 | 53.2% (市民意識調査) | 43.9% (市民意識調査) | 65%以上 (令和3年度 市民意識調査) | DV相談室 |
| | 市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催 | データDVの認知度 | 17.9% (市民意識調査) | 17.9% (市民意識調査) | 30%以上 (令和3年度 市民意識調査) | DV相談室 |
| | 市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催 | DV防止講座開催回数 | — | — | 年1回 | DV相談室 |
| | 窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修 | 市職員へのDVについての研修回数 | 年1回 | 新任職員研修 1回 府内窓子掲示板での周知1回 | 年1回以上 | DV相談室 人事課 |
| | 府内システム（グループウェア）を活用し、DVについての啓発 | 府内システム（グループウェア）を活用した啓発回数 | — | 1回 | 年1回以上 | DV相談室 |
| 2 相談体制の充実 | DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデータDVについて予防啓発講座を実施 | データDVに関する予防啓発講座の開催回数 | — | 年1回 | 年1回以上 | 人権・男女共生課 学校教育課 |
| | スーパービジョンの実施 | スーパービジョンの実施回数 | 年1回 | 0回 (ニーズなし) | 年1回以上 | DV相談室 |

※「第4次芦屋市男女共同参画行動計画」及び「第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」現状（令和3年度）の列の灰色の欄は目標未達成の項目

※未達成の項目から読み取れる課題は、

- ・男女共同参画センター移転直後に新型コロナウィルス感染症が流行したことで、活動が制限され、十分な事業の実施ができなかった。事業の実施にあたっては、対面での実施を含め、近年浸透したオンライン形式等、様々な実施方法により、参加しやすい事業を実施していくことが重要である。
- ・男女共同参画センター自体や、相談事業、DV相談室等、基本的な認知度が全体として低い。認知度の底上げを図るための取組が必要である。
- ・数値目標の数が多過ぎたため、広く薄い活動になり、効果が出にくい状況にある。目標の数を絞り、レベルを適切なものに設定して、効果的な取組へつなげ、その相乗効果を他の項目にも波及させるよう取り組む必要がある。

2. 市民及び職員意識調査の概要

令和3(2021)年度に、本計画の基礎資料とするため「男女共同参画に関する市民及び職員意識調査」を実施しました。対象者や回収率等は次のとおりです。

なお意識調査の結果報告書は、市ホームページでご覧いただけます。

市民意識調査 結果報告書

https://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/documents/20220331_siminhoukokusaisyuu.pdf



職員意識調査 結果報告書

https://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/documents/20220331_syokuinhoukokusaisyuu.pdf



| | 市民意識調査 | 職員意識調査 |
|---------|--|--|
| 調査対象者 | 市内在住の18歳以上の市民 | 全職員（特別職は除く。） |
| 対象者数 | 2,000人（男女各1,000人） | 1,826人 |
| 調査方法 | 郵送による調査票の配付 もしくは インターネットによるアンケートフォーム回答 | |
| 調査期間 | 令和3(2021)年8月26日～9月17日 | |
| 回収数・回収率 | 935件(46.8%) | 1,341件(73.4%) |
| 調査項目 | (1)回答者の属性 (2)男女の平等意識などについて (3)家庭生活や仕事について (4)DVについて (5)男女共同参画の取組について | (1)回答者の属性 (2)男女の平等意識などについて (3)家庭生活や仕事について (4)昇任の希望などについて (5)芦屋市DV相談室について (6)男女共同参画の取組について |

3. 委員名簿

●芦屋市男女共同参画推進審議会委員名簿

令和5年3月現在

| | 氏 名 | 所 属 等 |
|-----------------------|----------|-----------------|
| 学 識 経 験 者 | ◎ 奥野 明子 | 甲南大学経営学部教授 |
| | ○ 細川 由美子 | 姫路大学看護学部助産学領域講師 |
| | 武本 夕香子 | 弁護士 |
| | 関 めぐみ | 甲南大学文学部社会学科講師 |
| 委 員 市 民 | 城戸 知子 | 公募市民委員 |
| 団 体 代 表 | 大場 由裕 | 芦屋地方労働組合協議会 |
| | 福本 吉宗 | 芦屋市商工会 |
| | 橋本 明美 | 芦屋市自治会連合会 |
| | 熊懷 賀代 | 芦屋市男女共同参画団体協議会 |

敬称略 ◎会長 ○副会長

●芦屋市男女共同参画推進本部員名簿

令和5年3月現在

| 職務 | 氏名 | 役職名 |
|------|--------|---------------|
| 本部長 | 伊藤 舞 | 市長 |
| 副本部長 | 佐藤 徳治 | 副市長 |
| 本部員 | 福岡 憲助 | 教育長 |
| | 西田 憲生 | 技監 |
| | 上田 剛 | 企画部長 |
| | 森田 昭弘 | 総務部長 |
| | 御手洗 裕己 | 総務部参事（財務担当部長） |
| | 大上 勉 | 市民生活部長 |
| | 中山 裕雅 | 福祉部長 |
| | 中西 勉 | こども・健康部長 |
| | 辻 正彦 | 都市建設部長 |
| | 稗田 康晴 | 会計管理者 |
| | 阪元 靖司 | 上下水道部長 |
| | 奥村 享央 | 市立芦屋病院事務局長 |
| | 北村 修一 | 消防本部消防長 |
| | 川原 智夏 | 教育委員会管理部長 |
| | 井岡 祥一 | 教育委員会学校教育部長 |
| | 茶嶋 奈美 | 教育委員会社会教育部長 |

| | | |
|-----|-------|---------------------|
| 事務局 | 竹内 浩文 | 市民生活部人権・男女共生課長 |
| | 小杉 賴子 | 市民生活部主幹（女性活躍支援担当課長） |
| | 松丸 真奈 | 市民生活部人権・男女共生課係長 |
| | 青木 祐馬 | 市民生活部人権・男女共生課課員 |
| | 高橋 周平 | 市民生活部人権・男女共生課課員 |

●芦屋市男女共同参画推進本部幹事会委員名簿

令和5年3月現在

| 職務 | 氏名 | 役職名 |
|------|---------|--------------------------|
| 委員長 | 大上 勉 | 市民生活部長 |
| 副委員長 | 竹内 浩文 | 市民生活部人権・男女共生課長 |
| 委 員 | 島津 久夫 | 企画部マネジメント推進課長 |
| | 宮本 剛秀 | 企画部広報国際交流課長 |
| | 篠原 あや | 総務部文書法制課長 |
| | 長岡 良徳 | 総務部人事課長 |
| | 吉田 真理子 | 総務部コンプライアンス推進室長 |
| | 小杉 賴子 | 市民生活部主幹（女性活躍支援担当課長） |
| | 平見 康則 | 市民生活部地域経済振興課長 |
| | 渡邊 一義 | 市民生活部上宮川文化センター長 |
| | 富松 正貴 | 市民生活部環境課長 |
| | 山川 尚佳 | 福祉部地域福祉課長 |
| | 田嶋 修 | 福祉部障がい福祉課長 |
| | 浅野 理恵子 | 福祉部高齢介護課長 |
| | 小川 智瑞子 | こども・健康部子育て政策課長 |
| | 廣瀬 香 | こども・健康部子ども家庭総合支援課長 |
| | 久保田 あすさ | こども・健康部主幹（子ども家庭総合支援担当課長） |
| | 田中 孝之 | こども・健康部ほいく課長 |
| | 伊藤 浩一 | こども・健康部主幹（施設整備担当課長） |
| | 辻 彩 | こども・健康部健康課長 |
| | 竿尾 博司 | 都市建設部防災安全課長 |
| | 村江 宏太 | 消防本部総務課長 |
| | 竹内 典子 | 教育委員会管理部管理課長 |
| | 野村 大祐 | 教育委員会学校教育部学校教育課長 |
| | 岩本 和加子 | 教育委員会社会教育部生涯学習課長 |

| | | |
|-----|-------|-----------------|
| 事務局 | 松丸 真奈 | 市民生活部人権・男女共生課係長 |
| | 青木 祐馬 | 市民生活部人権・男女共生課課員 |
| | 高橋 周平 | 市民生活部人権・男女共生課課員 |

●芦屋市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指す施策を総合的に推進するために、芦屋市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の計画及び総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進のための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（平17.4.1・平19.4.1・一部改正）

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、推進本部を代表し、会議を総理する。
- 3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、市民生活部長をもって充て、副委員長及び委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表し、会議を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

（平18.4.1・全改、平19.4.1・一部改正）

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、市民生活部長が指名する。
- 3 会議の議長及び副議長は、委員の互選とする。

（平19.4.1・一部改正）

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、男女共同参画推進を担当する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。以下、省略

●芦屋市女性活躍推進会議委員名簿

令和5年3月現在

| | 氏 名 | 所 属 等 |
|--------------|----------|----------------------------|
| 経験者 学識 | ◎ 中里 英樹 | 甲南大学文学部教授 |
| 団体代表 | 伊東 典子 | 芦屋市P T A協議会 顧問 |
| | 勝部 尚樹 | 特定非営利活動法人ファザーリングジャパン関西 |
| | 中村 馨乃信 | 芦屋市商工会 理事 |
| | 橋野 浩美 | 特定非営利活動法人あしやN P Oセンター 事務局長 |
| | 平野 雅之 | 日本政策金融公庫 神戸東支店長 |
| | 渡利 綾子 | J C R ファーマ株式会社 人事企画部 課長 |
| 関係者 就労・起業 | 須澤 美佳 | 起業家（株式会社ママントレ代表） |
| | ○ 萩原 紫津子 | 産業カウンセラー、キャリアコンサルタント |
| 行政関係者 | 上畠 真理 | 西宮公共職業安定所 統括職業指導官 |
| | 島津 久夫 | 芦屋市企画部マネジメント推進課長 |
| | 中尾 裕子 | 兵庫県立男女共同参画センター 就業支援課長 |

敬称略 ◎会長 ○副会長

4. 計画の策定経過

本計画の策定にあたっては、市民・学識経験者・関係団体等の代表者等で構成される「芦屋市男女共同参画推進審議会」及び「芦屋市女性活躍推進会議」、市長を本部長とする「芦屋市男女共同参画推進本部」等において、本計画の基本的な考え方や施策の検討を行いました。

また、市民と職員を対象とした意識調査、男女共同参画センター事業等参加者へのアンケートの実施や、パブリックコメントを通じた意見募集・集約を行いました。

| 開催（実施）日 | | 開催（実施）事項 | 内 容 |
|---------|---------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| 令和2年度 | 令和3年1月13日～23日 | 第2回男女共同参画推進審議会 (書面開催) | 男女共同参画に関する市民・職員意識調査の調査票（案）の検討 |
| | 1月27日～2月3日 | 第1回男女共同参画推進本部幹事会 (書面開催) | |
| | 2月17日～22日 | 第1回男女共同参画推進本部会議 (書面開催) | |
| 令和3年度 | 7月21日 | 第1回男女共同参画推進審議会 | 市民・職員意識調査の実施について |
| | 8月10日～18日 | 第1回男女共同参画推進本部幹事会 (書面開催) | |
| | 8月25日～9月3日 | 第1回男女共同参画推進本部会議 (書面開催) | |
| | 8月26日～9月17日 | 男女共同参画に関する市民・職員意識調査実施 | |
| 令和4年度 | 令和4年1月13日～27日 | 第2回男女共同参画推進審議会 (書面開催) | 市民・職員意識調査結果について |
| | 2月4日～17日 | 第2回女性活躍推進会議 | |
| | 2月24日～3月7日 | 第2回男女共同参画推進本部幹事会 (書面開催) | |
| | 3月10日～16日 | 第2回男女共同参画推進本部会議 (書面開催) | |
| 令和4年度 | 6月22日 | 第1回男女共同参画推進審議会 | 第5次男女共同参画行動計画ワザス・プラン骨子案の検討 |
| | 7月4日 | 第1回女性活躍推進会議 | |
| | 7月14日 | 第1回男女共同参画推進本部幹事会 | |
| | 7月27日 | 第1回男女共同参画推進本部会議 | |
| 令和4年度 | 10月1日～11月1日 | 府内関係課ヒアリング | 第5次行動計画策定に係る事業ヒアリング |
| | 10月1日～11月1日 | DV被害者支援ネットワーク会議 | |
| | 10月1日～12月15日 | 男女共同参画センター事業等参加者への第5次行動計画策定に係るアンケート実施 | 第5次行動計画策定の経過報告 第5次行動計画策定の意見募集 |
| | 10月4日 | 男女共同参画団体協議会 (10月定例会) | |
| | 11月1日 | 男女共同参画団体協議会 (11月定例会) | |

| 開催（実施）日 | 開催（実施）事項 | 内 容 |
|----------------------|--------------------|--------------------------------|
| 11月2日 | 第2回男女共同参画推進審議会 | 第5次行動計画原案の検討 |
| 11月4日 | 第2回男女共同参画推進本部幹事会 | |
| 11月9日 | 第2回男女共同参画推進本部会議 | |
| 12月1日 | 市議会民生文教常任委員会報告 | 第5次行動計画原案の報告 |
| 12月16日～ 令和5年1月24日 | 市民意見の募集（パブリックコメント） | 第5次行動計画原案に対する意見募集 |
| 1月25日 | 第3回男女共同参画推進審議会 | 第5次行動計画（案）の確認 |
| 1月26日 | 第2回女性活躍推進会議 | |
| 1月27日 | 第3回男女共同参画推進本部幹事会 | |
| 2月1日 | 第3回男女共同参画推進本部会議 | パブリックコメントの結果と 第5次行動計画（案）の報告 |
| 2月中旬 | 市議会民生文教常任委員会報告 | |

5. 男女共同参画推進のあゆみ（年表）

※平成3年（1991年）以降

| 年 | 芦屋市 | 兵庫県 | 国 | 世界(国連等) |
|------------------|--|---|--|---|
| 平成3年 (1991年) | ・市長室に「女性対策担当」設置（4月） ・市政モニター「アスハッフレディ」発足（11月） | ・婦人・生活課を女性・生活課に、名称変更し、女性政策室を設置 | ・「育児休業法」の公布 | |
| 平成4年 (1992年) | ・「女性に関する諸問題についての市民意識調査」実施（5～6月） ・「芦屋市女性施策推進懇話会」設置（6月） ・「芦屋市女性施策推進会議」設置（6月） | ・県立女性センター開設 | | |
| 平成5年 (1993年) | ・市長室女性施策担当（組織改正）（4月） ・懇話会から提言「男女共同参画型社会の実現を目指して」提出（6月） | | ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「ハートタイム労働法」という。）の公布 | |
| 平成6年 (1994年) | ・芦屋市女性センター設置（8月） ・女性の諸問題に関する相談事業開始（9月） | | ・男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部設置 | ・国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択 |
| 平成7年 (1995年) | | | ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） | ・第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 |
| 平成8年 (1996年) | ・企画財政部女性施策担当（組織改正）（4月） | ・「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定 ・女性政策室を男女共生推進室に改組 | ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 | |
| 平成9年 (1997年) | ・「芦屋市男女共同参画推進本部」設置（9月） ・「芦屋市男女共同参画推進委員会」設置（12月） | | ・男女共同参画審議会設置 ・「介護保険法」公布 | |
| 平成10年 (1998年) | ・「芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」策定（6月） | | | |
| 平成11年 (1999年) | | | ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 | |
| 平成12年 (2000年) | ・総務部女性施策担当（組織改正）（4月） ・DV専門相談開始（4月） | ・男女共生推進室を男女共同参画推進室に名称変更 | ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 | ・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） |
| 平成13年 (2001年) | | ・「兵庫県男女共同参画計画 ・ひょうご男女共同参画プラン21-」策定 | ・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行 | |
| 平成14年 (2002年) | ・「芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施（1～2月） ・市政モニター「アスハッフレディ」終了（3月） | ・「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行 ・県立女性センターを県立男女共同参画センターに名称変更 ・男女共同参画推進室を課長（男女共同参画・ボランタリー担当）に改組 | | |
| 平成15年 (2003年) | ・「第2次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」策定（3月） ・担当名を「男女共同参画推進担当」に変更（4月） | ・課長（男女共同参画・ボランタリー担当）を男女共同参画課に名称変更 ・「男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定 | ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部閣議決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 | |
| 平成16年 (2004年) | ・総務部市民参画課に組織替え（4月） | ・男女共同参画課を男女家庭課に名称変更 | ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 | |
| 平成17年 (2005年) | | | ・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 | ・国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク） |

| 年 | 芦屋市 | 兵庫県 | 国 | 世界(国連等) |
|---------------------|---|--|--|---|
| 平成 18 年 (2006 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご子ども未来プラン」策定 ・「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-後期実施計画」策定 ・「第 2 次男女共同参画兵庫県率先行動計画-新ひょうごアクション8-」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定 ・県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば」を開設 ・「仕事との生活の調和と子育て支援に関する三者合意」締結 | <ul style="list-style-type: none"> ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 | |
| 平成 19 年 (2007 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・施設名を「芦屋市男女共同参画センター」に名称変更し、市民公募により愛称「ヴィザスあしや」を決定(1月) ・市民生活部に組織替え(4月) ・「男女共同参画に関する市民意識調査」(5~6月)、「職員意識調査」(7月)を実施 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | |
| 平成 20 年 (2008 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次芦屋市男女共同参画行動計画(後期計画)ヴィザス・プラン」策定(2月) | <ul style="list-style-type: none"> ・男女家庭課を男女青少年課男女家庭室に改組 | <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部策定 | |
| 平成 21 年 (2009 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「芦屋市男女共同参画推進条例」制定(3月)、施行(4月) ・「芦屋市男女共同参画推進審議会」設置(4月) | <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画(第2期計画)」策定 ・ひょうご仕事と生活センター開設 ・男女青少年課男女家庭室を青少年課男女家庭室に名称変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 | |
| 平成 22 年 (2010 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画原案策定委員会」設置(6月) | <ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうご子ども未来プラン」策定 ・青少年課男女家庭室を男女家庭室に名称変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) |
| 平成 23 年 (2011 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(芦屋市DV対策基本計画)」策定(3月) ・「男女共同参画に関する市民意識調査・職員意識調査」を実施(10~11月) | <ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県男女共同参画計画-新ひょうご男女共同参画プラン21-」策定 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「UN Women」(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)正式発足 |
| 平成 24 年 (2012 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例」制定(12月) | <ul style="list-style-type: none"> ・「第 4 次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定 ・男女家庭室から男女家庭課に名称変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 56 国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 |
| 平成 25 年 (2013 年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次芦屋市男女共同参画行動計画ヴィザス・プラン」策定(3月) ・芦屋市男女共同参画センター移転(公光町)、「芦屋市男女共同参画センター」の設置及び管理に関する条例」施行(4月) ・男女共同参画推進課に組織改正(4月) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「記偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成 26 年 1 月施行) ・「日本再興戦略」(閣議決定)の内核に「女性の活躍推進」が位置付けられる | |
| 平成 26 年 (2014 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県DV防止・被害者保護計画(第3期計画)」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」改正 ・「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)に「女性が輝く社会」の実現が掲げられる | <ul style="list-style-type: none"> ・第 58 国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 |
| 平成 27 年 (2015 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定 ・「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定 ・「兵庫県地域創生戦略」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+20」記念会合(第 59 国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第 3 国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本国務所開設「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択(目標 5: ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う) |

| 年 | 芦屋市 | 兵庫県 | 国 | 世界(国連等) |
|-----------------------------|---|--|---|----------------------------------|
| 平成 28 年 (2016 年) | ・「男女共同参画に関する市民意識調査・職員意識調査」を実施（8月） | ・「ひょうご男女いきいきプラン 2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」策定 ・「第5次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション 8-」改定 | ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ・「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 | |
| 平成 29 年 (2017 年) | ・「第3次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン一部改正版（女性活躍推進計画）」策定（3月） | | ・「女性活躍加速のための重点方針 2017」策定 ・「刑法」改正（強姦罪を強制性交等罪へ変更） | |
| 平成 30 年 (2018 年) | ・「第4次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン（第2次女性活躍推進計画を含む）」及び「第2次芦屋市配偶者からの暴力対策基本計画（芦屋市DV対策基本計画）」策定（3月） | ・「第6次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション 8-」策定 | ・「女性活躍加速のための重点方針 2018」策定 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布、施行 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 | |
| 平成 31 年 令和元年 (2019 年) | ・芦屋市男女共同参画センター分庁舎（精道町）に移転（1月） | ・「兵庫県DV防止・被害者保護計画」第4期策定 | ・「女性活躍加速のための重点方針 2019」策定 ・「女性活躍推進法」改正（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止対策の強化） ・「労働施策総合推進法」の改正 | ・G7男女共同参画担当大臣会合開催「男女平等に関するハリ宣言」 |
| 令和2年 (2020 年) | ・人権・男女共生課に組織改正（4月） | ・「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定 ・「兵庫県地域創生戦略（第2期）」策定 | ・「女性活躍加速のための重点方針 2020」策定 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 | ・第 64 回国連女性の地位委員会「北京+25」（ニューヨーク） |
| 令和3年 (2021 年) | ・「男女共同参画に関する市民意識調査・職員意識調査」を実施（8～9月） | ・「ひょうご男女いきいきプラン 2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」を策定 ・「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション 8-」策定 | ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」策定 | |
| 令和4年 (2022 年) | | ・県民生活部男女青少年課に組織改正 | ・「女性版骨太の方針 2022（女性活躍・男女共同参画の重点方針）」策定 ・「育児・介護休業法」の改正 | |
| 令和5年 (2023 年) | ・「第5次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン（第3次芦屋市女性活躍推進計画及び第3次芦屋市配偶者からの暴力対策基本計画を含む）」策定（3月） | | | |

6. 芦屋市男女共同参画推進条例

平成21年3月27日

条例第10号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限（第7条・第8条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条—第16条）

第4章 雜則（第17条）

附則

わたしたちの誰もが、学び、知っている「日本国憲法」には、すべての人は、個人として尊重され、その尊厳と基本的人権において平等である、とうたわれています。

これと同じ理想を掲げて、いま、その推進が国際的に展開されている「男女共同参画社会」の実現に、わたしたちのまち、芦屋市も、国や兵庫県とともに取り組んでいます。

誰もが、性別にかかわりなく社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野に参画できるとともに均等に責任を担い、しあわせを分かち合う、この「男女共同参画社会」を実現することは、わたしたち芦屋市民の願いです。

阪神・淡路大震災において、わたしたちは、老若男女関係なく、お互いが助け合い、支えあうことのすばらしさを体験しました。このあらゆる市民の参画と協働が、地域の社会・文化づくりに大きな力となつたことから、今後、男女共同参画の一層の推進が必要であることを知り、それが、これから社会やまちの様々な問題解決への道を拓くことを学びました。

わたしたちは、市、市民及び事業者等の協働の下、市民の一人一人が生き活きとゆたかに生活できる未来のあるまちとして、国際文化住宅都市芦屋に、「男女共同参画社会」の実現を決意し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画

的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべきことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人をいう。

(4) 事業者等 市内において営利、非営利を問わず、事業又は活動を行う個人、法人その他の団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他の親密な関係にある者（過去に配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）から受ける身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき、推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨とすること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣習によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるよう配慮すること。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動を両立てて行うことができるようになること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な理解と協調の下に行われること。
- (6) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるよう配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める男女共同参画の推進のための基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携及び協力を図り、男女共同参画の推進に努めなければならない。

3 市は、男女共同参画推進施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業又は活動において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い

- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
- (4) 前3号に掲げるもののほか、性別による人権侵害

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、広報、広告その他公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）を策定する。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画推進施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する芦屋市男女共同参画推進審議会に諮るものとする。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(実施状況の年次報告)

第10条 市長は、毎年、行動計画に基づく施策の実施状況をとりまとめた年次報告を作成し、公表する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制)

第13条 市長は、男女共同参画推進施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(総合的な拠点施設の整備)

第14条 市は、男女共同参画推進施策を実施し、市

民等による男女共同参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。
(男女共同参画の視点に立つ教育の推進)

第15条 市は、学校、家庭、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するための教育及び学習の充実に必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の申出の処理)

第16条 市民等は、市長に対し、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び提案（以下「苦情等」という。）を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合に

おいて、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、苦情等への対応に当たり、必要と認めるときは、芦屋市男女共同参画推進審議会の意見を聞くことができる。

第4章 雜則

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
以下、省略

7. 計画策定関係法令

●男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）<抄>

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成13年法律第31号）<抄>

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年法律第 64 号) <抄>

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8. 用語解説（50 音順）

| 用語 | 解説 |
|----------------------------|--|
| アンコンシャス・バイアス | 自分の経験や育った環境、社会属性によって、自分でも気づかないうちに持つようになった物事の見方や考え方のゆがみ・偏りのこと。「無意識の偏見・思い込み」などと訳される。 |
| ウィザス・プラン (With us Plan) | あらゆる人々が共に協力して男女共同参画社会をつくりあげていこうという意味が込められている。 |
| M字カーブ | 日本の女性の労働率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴がある。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。 |
| SDGs | 平成27(2015)年に開催された国際サミットの中で、令和12(2030)年までの行動計画に掲げられた「持続可能な開発目標」のこと。平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、17のゴール・169のターゲットから構成される。SDGsを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めている。 |
| エンパワメント | 力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていくとする考え方のこと。 |
| 健康寿命 | 日常的に介護を必要とせず、健康で自立した生活ができる期間のこと。 |
| 固定的性別役割分担意識 | 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。 |
| ジェンダー | 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。 |
| ジェンダー・ギャップ指数 | 世界経済フォーラムが毎年発表している、世界各国における男女格差を測る指標。4つの分野別指標や総合指標、順位等が発表される。 |

| 用語 | 解説 |
|-----------------------------|---|
| 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) | 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動についても自ら希望するバランスで展開できる状態であること。 |
| 人身取引 | 暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人を別の国や場所に連れ去り、売買し、売春や強制労働、臓器摘出等の搾取をすること。 |
| ストーカー行為 | 特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨等の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉、性的羞恥心を害する事項を告げる行為等を反復して行うこと。 |
| 性的指向・性自認 | 性的指向 (Sexual Orientation) とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認 (Gender Identity) とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「S O G I」という用語もある。なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「L G B T」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。 |
| セクシュアル・ハラスメント | 性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。 |
| 積極的格差是正措置 (ポジティブ・アクション) | 男女が、対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。 |
| ソーシャル・ネットワーキング・サービス (S N S) | 友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。 |
| ダイバーシティ | 「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等にかかわりなく、多様な個性が力を發揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。 |
| デートDV | 親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起こるDVのこと。殴る・蹴るといった暴力だけではなく、相手の交友関係や行動を制限するなど、様々な形の暴力を含む。 |

| 用語 | 解説 |
|---------------------------------|--|
| 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）） | 夫やパートナー等親しい関係（婚姻関係にない恋人どうしを含む。）の間で生じる暴力で、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別される。DV防止法では、配偶者間（事実婚や元配偶者も含む。）の暴力に限定し、性別は問わないものとしている。一口に「暴力」といっても様々な形態が存在し、暴力は単独で起きることがあるが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっており、また、ある行為が複数の形態に該当する場合もある。 |
| 配偶者暴力相談支援センター | 配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介をはじめ、カウンセリング、被害者や同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助等を行うところ。 |
| メディア・リテラシー | メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。 |
| リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利） | 平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。 |

第5次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン
第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画
第3次芦屋市女性活躍推進計画

令和5年（2023年）3月

発行・編集：芦屋市 市民生活部 人権・男女共生課

〒659-0064 芦屋市精道町8番20号

TEL 0797(38)2518 FAX 0797(38)2175

ホームページ：<https://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/shisaku.html>

